

**社会福祉法人福岡市西区社会福祉協議会**  
**役員の報酬に関する規程**

(平成 29 年 6 月 23 日 制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人福岡市西区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役 員)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、その職務のために理事会又は監事監査、評議員会に出席したときは、報酬として日額 3,000 円を支給する。ただし、関係行政機関選出の役員が出席したときは、報酬を支給しないこととする。

2 各年度の総額の範囲は、理事について 200,000 円を超えない範囲とする。また、監事について 45,000 円を超えない範囲とする。

(報酬の支給方法)

第 4 条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬は、出席した理事会又は監事監査、評議員会に出席の都度、その日に支給する。

(公 表)

第 5 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。